

従業員50人未満の
事業者の
皆さま

従業員の
健康管理…
具体的には
何をすれば
いいの？



持病を持つ
従業員に
事業者として
どんな配慮が
必要？

メンタル
ヘルス不調者や
休職者への
サポートは？



健康のプロ
そのお悩み…**保健師が解決!**

保健師が事業場に訪問し、従業員の健康を無料サポート

併せて
健康講話の
実施も可能

メンタルヘルス
相談対応

健康診断結果に基づく
保健指導

事業者及び従業員の
健康相談対応

申し込み

問い合わせ先



独立行政法人労働者安全機構
広島産業保健総合支援センター

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5階

☎: 082-224-1361 (担当: 寺村) ☎: 082-224-1371

平日(祝日除く月~金) 8:30~17:15

✉: info@hiroshimas.johas.go.jp

詳しくは、ホームページへ

広島産保

検索

<https://www.hiroshimas.johas.go.jp>



保健師健康相談等利用申込書

広島産業保健総合支援センター宛 ☎: 082-224-1371 ✉: info@hiroshimas.johas.go.jp

記入日: 年 月 日

事業場名	
所在地	〒
従業員数	人(男性 人・女性 人)
事業内容	
代表者	職名: 氏名:
担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:
	Email:
企業の情報	企業名称: 全従業員数: 人 産業医数: 人(うち 総括産業医 人)
希望支援	1. 従業員の健康管理(メンタルヘルス含む)に係る相談 対象者 人
	2. 健康診断結果に基づく保健指導(健康講話実施の希望: 有・無) ※健康講話のみの支援は承っておりません。 対象者 人
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない
その他連絡事項	

- ※ 申込事業場が企業の支店・営業所・向上等の場合、当該企業の情報を記入してください。
なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医がいる企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)
- ※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
- ※ 労働者本人からの申込みの場合、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
- ※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

下記事項を御確認いただき、チェックをしてください。	チェック欄	
	はい	いいえ
1. 全項目に漏れなく記入しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 事業場は、従業員50人未満です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 当社に総括産業医はいません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 健康相談・保健指導は、治療目的ではないことを理解しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は、 「事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報取り扱い方法及び当該取り扱いを採用する理由を説明している。」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 上記に相違ありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>